

平成18年11月13日協議
 平成18年11月16日定例教育委員会承認
 平成20年12月16日定例教育委員会承認
 平成24年1月18日定例教育委員会承認
 平成31年4月1日就学に関する規則の一部改正により見直し

指定学校変更が認められる基準等

区 分		添付書類等	一回に許可できる期間	更新できる期間
第1号	学期途中に住所が他の通学区域に異動した場合			
	1) 転居したが従前の学校に通学したいとき		学年末まで	学年末まで
第2号	心身の障がいによる場合			
	1) 心身の障がい等により近い学校を選択したいとき	医師の診断書、障害者手帳等	学年末まで	卒業まで
	2) 特別支援学級を有する学校への通学		学年末まで	卒業まで
第3号	教育的配慮が必要な場合			
	1) 児童生徒間等の人間関係や不登校等生徒指導上、特に配慮する必要があるとき	学校長の意見書等	学年末まで	卒業まで
第4号	家庭の事情による場合			
	1) 学校帰宅以後の保護者の不在による、祖父母等が居住している地区の学校への就学(小学生のみ)	勤務証明書 児童預り証	学年末まで	卒業まで
	2) 両親の離婚・DV・債権取立等により、住民票と生活圏が異なるとき、児童生徒の生活基盤がある地区の学校への就学	居住地が確認できる書類(賃貸借契約書)等 施設入所者を除く	学年末まで	事情解消まで

第5号	その他特殊な事情			
1) 転居予定 市内転居が確定している場合や住宅建築による転居予定の場合	賃貸借契約書の写、建築確認書の写等	一年以内	一年以内	
2) 兄弟姉妹が指定学校変更を許可されている場合		学年末まで	一方の事情が解消するまで	
3) 通学区域外の自治組織に加入している場合	加入している班の確認	卒業まで	卒業まで	
4) 指定学校への通学に距離・時間・安全確保の観点から配慮する必要があり、隣接の学区への就学により改善される場合 ・遠距離通学の場合。(小学校: おおむね4km以上、中学校: おおむね6km以上) ・指定学校への登校班集合場所が遠くであり、隣接の学区の登校班集合場所が近くにある場合。 ・バイパスなど交通量の多い道路を横断する場合。	状況確認 (学校教育課 学務・施設グループ)	卒業まで	卒業まで	
5) 子どもの生活圏及び交友関係が生活の一部となっている地区の学校への就学		卒業まで	卒業まで	
6) 小学校のときに行っていた運動等を継続するにあたり、指定中学校に当該部活動がない場合	状況確認 (学校教育課 学務・施設グループ)	卒業まで	卒業まで	
7) 本人の強い希望により、教育環境・友人関係を維持するための希望校への就学(既に就学している場合のみ)	状況確認 (学校教育課 学務・施設グループ)	卒業まで(中学生) 学年末まで(小学生)	卒業まで	
8) その他、教育長が必要と認めたとき	状況確認 (学校教育課 学務・施設グループ)	学年末まで	事情解消まで	